

令和8年度 危機管理マニュアル

江戸川区立清新第一小学校

1 緊急時の災害・事故対応の基本方針

◎すべてに優先して、児童の安全を確保することを基本方針とし、以下のようにします。

- (1) 緊急時の災害・事故においては、全ての学校活動に優先して、安全確保のための避難態勢及び事故対応態勢をとります。
- (2) 緊急時の災害・事故において、あらかじめ組織した緊急対策委員会(校長、副校長、主幹教諭、学年主任、専科主任)により避難態勢及び事故対応態勢をとります。また、国・東京都や江戸川区の指示がある場合には、基本的にそれを受けて対応します。
- (3) 緊急時の災害・事故に備え、様々な事故・事態を想定した避難訓練を計画的・定期的に実施します。
- (4) 児童が分かりやすく実践的に防災知識が身に付くように、また、危険回避能力が高まるように適宜必要に応じた指導を行い、児童の防災意識・危機回避意識を高めていきます。
- (5) 緊急時において、家庭・保護者との連絡手段の確保に努めます。そのため、代表の固定電話(災害時受信専用電話1台、発信電話1台)・災害時優先電話、ホームページや tetoru 等を活用し、詳細状況をお知らせすることにより、外出先でも、必要に応じて可能な限り速やかに児童の状況が把握できるように努めます。また、状況に応じて、非常用特設電話を職員室前に5台(内、国際通話利用可能1台)を開設します。
- (6) 必要に応じて、区教育委員会・病院・保健所・消防署・警察署等との連携を速やかにとります。
- (7) 保護者と連携し、状況に応じて24時間態勢で児童の安全を確保します。そのため、負傷児童・学区外からの通学児童・帰宅しても保護者不在の児童等の帰宅困難者については、事態が解消されるまで学校で保護します。

2 学校活動中における発災及び事故発生時の対応

◎災害及び事故種別ごとに、以下のように対応します。

【地震】

- ・ 地震発生時には机の下にもぐったり、校庭・体育館の中央に集まって座ったりするなど、安全確保のための初期対応を図り、揺れが収まったら校庭に避難するなどの二次対応を行います。
- ・ 東京湾に津波警報が発令された場合は、最上階に避難します。
- ・ 震度5強以上の場合は、原則保護者が引き取るまで学校に待機させます。待機した場合は、学校ホームページや tetoru で安否の状況をお伝えします。なお、ホームページがつながりにくい場合でも簡易版の「できごと」に掲載していきます。
- ・ 江戸川区において災害対策本部が立ち上がり、指示が出た場合は、その指示に従った対応をします。
- ・ 震度5弱以下の場合は、原則的に下校させますが、公共交通機関がマヒした場合や地域の液状化の状況によっては、全員学校に待機させ、震度5強以上と同じ対応をします。
- ・ 宿泊行事中や校外学習中において、地震が発生した際には、当該自治体の指示に従い、避難をします。また、宿泊行事中に発生した地震により、宿泊施設の損壊等が発生した場合には、当該自治体の指示に従い避難するとともに、交通機関の状況等を踏まえ、江戸川区教育委員会と協議し、帰校について判断をします。なお、これらの状況につきましては、学校ホームページや tetoru でお知らせします。

【火災】

- ・ 火災発生箇所に応じて、より安全な避難経路で速やかに校舎外に避難します。火災の発生箇所や状

況、消火活動等を踏まえ、学校敷地内にとどまるべきではないと判断した場合は、若草公園又は近隣校に避難します。

- ・ 避難後、学校ホームページや tetoru を活用して保護者のお迎えを連絡します。
- ・ 天候や気温等により、校舎外の避難場所にいられない場合は、近隣校に受け入れを依頼し、保護者への引き渡しを行います。
- ・ 宿泊行事中に火災が発生した際には、宿泊先施設の避難指示に従い、避難をします。避難後は、同日の帰校又は同日の別施設の受け入れについて、旅行会社、宿泊先施設並びに江戸川区教育委員会と協議し、決定します。

【水害(台風・大雪)】

- ・ 気象庁の予報により、午前 7 時時点で、以下のいずれかの警報が江戸川区に発表されている場合は、臨時休業とします。

① 風水害

- ・ 「暴風特別警報」又は「レベル5大雨特別警報」又は「レベル4大雨危険警報」
- ・ 「暴風警報」かつ「レベル3大雨警報」

② 降積雪

- ・ 「大雪特別警報」又は「暴風雪特別警報」又は「暴風雪警報」
- ※ 「大雪警報」のみの場合は、原則として臨時休業になりません。

- ・ 気象庁の予報により、下校時刻の時点で、以下のいずれかの警報が江戸川区に発表されている場合は、学校待機もしくは保護者引き渡しとなります。

① 風水害

- ・ 「暴風特別警報」又は「レベル5大雨特別警報」又は「レベル4大雨危険警報」
- ・ 「暴風警報」かつ「レベル3大雨警報」

② 降積雪

- ・ 「大雪特別警報」又は「暴風雪特別警報」又は「暴風雪警報」
- ※ 「大雪警報」のみの場合は、状況に応じての判断となります。

- ・ 校外学習及び宿泊行事前(宿泊行事中においても)には、気象庁HP等から情報を収集し、実施に対する支障の有無について確認し、実施又は行程の変更や日程変更等を判断します。
- ・ 宿泊行事中や校外学習中に風水害による上述レベルと同様の状況が発生した際には、当該自治体の指示に従い、対応します。また、宿泊行事中に発生した風水害により、宿泊施設の浸水や損壊等が発生した場合には、当該自治体の指示に従い避難するとともに、交通機関の状況等を踏まえて、帰校時期について判断をします。なお、これらの状況につきましては、学校ホームページや tetoru でお知らせします。
- ・ 宿泊行事中の降積雪による上述レベルと同様の状況が発生し、帰校が困難となった場合は、他の交通機関の利用や延泊、他施設での受け入れ等を含めて、旅行会社、宿泊先施設並びに江戸川区教育委員会と協議し、決定します。

【火山噴火・その他の自然災害等】

- ・ 学校では最新情報をもとに、国・東京都・江戸川区の指示も受けながら、状況に応じた対応をします(原則、学校待機で保護者引取りの対応をします)。

【落 雷】

- ・ 学校が直接遠雷を確認した場合、または区災害対策課より学校の職員室設置の防災無線を通じて注意報・警報連絡が入った場合は、校庭等屋外での活動を直ちに中止し、安全な場所において待避します。

- ・ 校外学習及び宿泊行事の前や実施中には、気象庁HP等から情報を収集し、遠雷や雷注意報を確認します。確認できた場合は、校外での活動を停止し、バスや施設の中などの安全な場所において待避します。

【不審者】

- ・ 学校は登下校時を除き、敷地出入り口、各玄関を原則閉門します。不審者侵入の場合は、状況に応じて児童をより広く安全な場所に避難させ、110番通報とともに不審者には教職員が対応します。
- ・ 状況に応じて、集団下校させる場合もあります。その場合は、tetoruでお知らせするとともに、児童の人員点呼・諸注意を行った上、途中まで教職員の引率・誘導のもとに帰宅させます。

【事 故】

- ・ 事故が発生した場合、まず迅速に負傷者を保護し安全な場所に避難させます。その後、応急処置を講ずるとともに、速やかに管理職に報告し、対応の指示を受けるようにします。
- ・ 事故状況により、警察、消防への出動要請を行います。
- ・ マスコミの取材に対しては決して一人一人が憶測で答えず、江戸川区教育委員会や関係各機関とも連携を取りながら、管理職が一括して答えるようにします。
- ・ 事故後はスクールカウンセラーや江戸川区教育相談センターと連携しながら、児童のメンタル面への影響が最小限に留まるよう支援していきます。

【熱中症対応】

- ・ 臨時休業の判断について
前日午後2時の時点で環境省から東京都に「熱中症特別警戒アラート」が発表された場合、または、同時刻に江戸川区から「江戸川区版熱中症特別警戒情報」が発表された場合は、翌日は臨時休業となります。

「江戸川区版熱中症特別警戒情報」とは

- ・ 江戸川区の実態に即した「災害級の暑さ」の予測を区民に周知するために発表する、江戸川区独自の情報です。
- ・ 東京都の「東京暑さマップ」上で、江戸川区内のいずれかの地点における翌日の日最高暑さ指数が35以上に該当した場合に、前日午後2時に発表されます。

- ・ 教育活動の実施について
環境省の「熱中症予防情報サイト」及び「スポーツ活動中の熱中症予防ガイドブック」(公益財団法人日本スポーツ協会)を参考に、以下のとおり対応します。
- ① 「東京都」に「熱中症特別警戒アラート」が発表された場合は、原則中止とします。ただし、エアコン設備の整った場所での運動は可能とします。
- ② 環境省から東京都に発表される「熱中症警戒アラート」の発表の有無による対応表

運動制限	熱中症警戒アラート有無	暑さ指数WBGT 【観測地点江戸川臨海】	留意事項
原則中止	有	危険(31 以上)【赤色】	・水泳指導を含め、すべて中止
厳重警戒	無	危険(31 以上)【赤色】	・激しい運動や持久走などは中止
	有	厳重警戒(28 以上 31 未満) 【橙色】	・10 分～20 分おきに休憩をとり適宜、水分補給を行いながら実施可
警戒	有	警戒(25 以上 28 未満)【黄色】	・30 分おきに休憩をとり適宜、水分補給を行いながら実施可

- ・ 日常からの指導による予防、症状の把握、応急処置について以下のように行います。

<予防>

- ① 暑さに体を慣れさせる。(外遊び等の励行)
- ② 高温・多湿・直射日光を避ける。(6月より外での活動は校帽を着用させる)
- ③ 水分補給を計画的にかつこまめにするように指導を徹底する。
- ④ 運動時には計画的な休憩をさせる。
- ⑤ 規則正しい生活をさせる。

<熱中症と思われる症状>

めまい・たちくらみ・筋肉痛・大量の汗をかく・頭痛・吐き気・倦怠感・脱力感・けいれん・体温が高い
反応が悪い・意識がない等

<応急処置>

- ① 意識がある場合は、涼しい場所へ避難し、体を冷やし水分補給をします。
 - ② 意識がない場合は、救急車を要請し、要請後①の対応を継続します。
- ※ ①②の対応をしながら、保護者への連絡も行います。

【食物アレルギー対応】

学校は児童が健康な生活を営めるよう、家庭の食事療法に協力する立場で、次の原則のもと安全性を最優先とし、可能な範囲で対応します。

<原則>

学校給食における食物アレルギー対応は、過敏植物・食品の完全除去対応を基本とします。ただし、牛乳・乳製品アレルギー及び口腔アレルギー症候群の対応においては、医師の指示のもと、一部個別対応も行います。

3 校外学習及び宿泊行事における安全確保に向けて

- ・ 校外学習及び宿泊行事の実施にあたっては、実地踏査を行い、施設の状況、緊急避難場所、歩行経路等を確認します。
- ・ 交通会社の利用にあたっては、委託旅行業者と行程や緊急時の対応等について、事前に確認をします。また、当日は、バス運転手等とも打合せを実施します。
- ・ 実地踏査をもとに、安全な行程が確保できない状況が生じる可能性がある場合は、行程の変更を行います。
- ・ 各災害等の対応については、2に記したことに基づき対応します。

4 学校活動中における発災時等の避難所業務について

◎本校は発災時の避難所として、以下の役割を担います。

【業務内容】

- ・ 学校活動中に発災した場合、非常配備態勢をとります。避難者を受け入れ、避難所運営協議会及び避難者の協力を得て、避難所開設を行います。その場合、避難所開設指定職員が到着するまで、一時的に運営主体を担います。

【安全確保・状況整理】

- ・ 教職員は、校長(施設管理責任者)の指揮のもと、速やかに被害状況を確認します。

【避難所の確保】

- ・ 教職員は、在校児童及び避難者の待機スペースを、予め決められた避難所レイアウトに従って確保します。

【避難所の開設準備】

- ・ 教職員は、校長の指示のもと、江戸川区避難所開設・運営マニュアルに順じて準備を進めます。

5 非常時等のお問い合わせ先について

- ・ 清新第一小学校代表電話 03-3878-1271
- ・ 清新第一小学校FAX 03-3869-0140
- ・ 清新第一小学校ホームページ URL <http://edogawa.schoolweb.ne.jp/seishin1-e/>